



佐賀県公報

平成19年
11月14日
(水曜日)
第 12982号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (六一〇・長寿社会課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更 (六一一・障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (六一二・健康増進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更 (六一三・") 二
- 都市計画事業の認可 (六一四・まちづくり推進課) 二
- 都市計画事業変更の認可 (六一五・下水道課) 二
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に係る意見 (商工課) 三
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 () ") 三
- 富士南部地区下小副川地区換地計画 (農地整備課) 四
- 佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画 (森林整備課) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第六百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	花のみねホームヘルパステーション	三養基郡みやき町大字西島二七三〇番地一	平成一九年十一月一日

●佐賀県告示第六百十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があった。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 変更指定医療機関の名称、所在地及び変更年月日

指定医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
あさひ薬局からつ駅前店	唐津市紺屋町一六七一番地四	唐津市紺屋町一六九四番地一	平成一九・一〇・一

●佐賀県告示第六百十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（訪問看護）を次のとおり指定した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 担当する医療の種類 精神通院
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
医療法人 セとじまクリニック 訪問看護ステーション セントポリア	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一九・一一・一

◎佐賀県告示第六百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があった。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 担当する医療の種類 精神通院
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

(一) 医療機関

指定医療機関の名称 悠心堂クリニック	所在地		変更年月日
	旧	新	
	佐賀市白山二丁目七番一号	佐賀市大財五丁目二番二号	平成一九・一一・五

(二) 薬局

指定医療機関の名称 あさひ薬局からつ駅前店	所在地		変更年月日
	旧	新	
	唐津市紺屋町一六九四番地一	唐津市紺屋町一六七一番地四	平成一九・一〇・一

◎佐賀県告示第六百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・四六号 呉服元町洩線

三 事業施行期間

平成十九年十一月十四日から
平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 佐賀市大財一丁目及び白山二丁目地内
使用の部分 なし

◎佐賀県告示第六百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 施工者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

三 事業施工期間

昭和六十三年十月二十八日から
平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和六十三年佐賀県告示第六百十六号、平成八年佐賀県告示

第五百五十三号及び平成十三年佐賀県告示第五百二十八号の事

業地に唐津市浜玉町岡口字片峰、字岡ノ前、字谷及び字岡山、

浜玉町五反田字大門、字五反田、字仁王、字引地及び字梅崎、

浜玉町浜崎字猫石、字山ノ下、字休イ木場谷及び字沖田、浜玉

町東山田字小山田、字湯ノ本、字菅ノ谷、字三反田、字七ツ枝、

字和田、字原、字野田、字小原、字岩根、字田中、字上古藤、字古藤及び字大原田、浜玉町南山字敷町、字芹田、字千原、字高田、字裏、字三宅、字境田及び字呑田並びに浜玉町横田下字鍵田を加え、唐津市浜玉町大江字大江前、浜玉町岡口字太刀及び字筒井、浜玉町五反田字松本及び字水車、浜玉町谷口字八幡、浜玉町浜崎字浜崎虹の松原、字前田、字長田、字畑田、字土井影、字松原口及び字藤塚、浜玉町南山字名丸、字比恵坂、字樋口及び字玉島、浜玉町横田上字江川、字白野、字山本、字金丸及び字持安並びに浜玉町横田下字高虹、字稲浦、字鳥越、字大岩、字古田、字千居、字振巾及び字月岡地内におつて事業地を
変更する。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、みやき町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年11月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ中原店
三養基郡みやき町大字養原859番1 外
- 2 届出の内容
大規模小売店舗の新設
- 3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
 - ア 市町名
みやき町
 - イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし
 - (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし
 - 4 意見書の縦覧
 - (1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課
 - (2) 縦覧期間
平成19年11月14日から
平成19年12月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年11月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
COMODO HONJOH
佐賀市本庄町大字本庄197番地1 外
- 2 届出の内容
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
- 3 意見の概要

<p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町名 佐賀市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の総覧</p> <p>(1) 総覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 総覧期間 平成19年11月14日から 平成19年12月13日まで</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)富士南部地区下小副川第1換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり総覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年12月28日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。</p> <p>平成19年11月14日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 総覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備)富士南部地区下小副川第1換地区の換地計画書の写し</p>	<p>2 総覧の期間 平成19年11月15日から平成19年12月13日まで</p> <p>3 総覧の場所 佐賀市役所本庁及び佐賀市役所富士支所</p> <p>森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により佐賀西部地域森林計画を定め、及び同条第4項の規定により佐賀東部地域森林計画を変更したので、それぞれ次のとおり当該地域森林計画の案を総覧に供します。</p> <p>なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、総覧期間が終了する日までに、佐賀県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。</p> <p>平成19年11月14日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 森林計画区の名称</p> <p>(1) 佐賀西部地域森林計画区(唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町及び西松浦郡有田町)</p> <p>(2) 佐賀東部地域森林計画区(佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、上峰町及びみやき町、杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町)</p> <p>2 総覧場所 佐賀県土づくり本部森林整備課及び各農林事務所</p> <p>3 総覧期間 平成19年11月14日から平成19年12月13日まで</p>
---	---

購読料 一か年三二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古 川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

